

## 1 地域

規制地域は、三木市全域とし、その地域を一般地域（順応地域以外の地域をいう。以下同じ。）及び順応地域（主として工業の用に供されている地域その他悪臭に対する順応の見られる地域をいう。以下同じ。）に区分する。

## 2 規制基準

### (1) 工場その他の事業場の敷地の境界線に表地における規制基準

地域の区分	順応地域	一般地域
アンモニア	5 p p m	1 p p m
メチルメルカプタン	0. 0 1 p p m	0. 0 0 2 p p m
硫化水素	0. 2 p p m	0. 0 2 p p m
硫化メチル	0. 2 p p m	0. 0 1 p p m
二硫化メチル	0. 1 p p m	0. 0 0 9 p p m
トリメチルアミン	0. 0 7 p p m	0. 0 0 5 p p m
アセトアルデヒド	0. 5 p p m	0. 0 5 p p m
プロピオンアルデヒド	0. 5 p p m	0. 0 5 p p m
ノルマルブチルアルデヒド	0. 0 8 p p m	0. 0 0 9 p p m
イソブチルアルデヒド	0. 2 p p m	0. 0 2 p p m
ノルマルバレルアルデヒド	0. 0 5 p p m	0. 0 0 9 p p m
イソバレルアルデヒド	0. 0 1 p p m	0. 0 0 3 p p m
イソブタノール	2 0 p p m	0. 9 p p m
酢酸エチル	2 0 p p m	3 p p m
メチルイソブチルケトン	6 p p m	1 p p m
トルエン	6 0 p p m	1 0 p p m
スチレン	2 p p m	0. 4 p p m
キシレン	5 p p m	1 p p m
プロピオン酸	0. 2 p p m	0. 0 3 p p m
ノルマル酪酸	0. 0 0 6 p p m	0. 0 0 1 p p m
ノルマル吉草酸	0. 0 0 4 p p m	0. 0 0 0 9 p p m
イソ吉草酸	0. 0 1 p p m	0. 0 0 1 p p m

(2) 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準

ア 次の式により算出する悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの流量とする。ただし、イに規定する方法により補正された排出口の高さが五メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

（この式において、 $q$ 、 $H_e$ 及び $C_m$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$q$  流量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

$H_e$  イに規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$C_m$  (1)に規定する悪臭物質の規制基準として定められた値（単位 百万分率）

イ 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = (0.795 \sqrt{(Q \cdot V)}) \div (1 + (2.58 \div V))$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \{2.301 \log J + (1 \div J) - 1\}$$

$$J = (1 \div \sqrt{(Q \cdot V)}) \times \{1460 - 296 \times (V \div (T - 288))\} + 1$$

（これらの式において、 $H_e$ 、 $H_o$ 、 $Q$ 、 $V$ 及び $T$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$H_e$  補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$H_o$  排出口の実高さ（単位 メートル）

$Q$  温度十五度における排出ガスの流量（単位 立方メートル毎秒）

$V$  排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

$T$  排ガスの温度（単位 絶対温度）

(3) 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む水で当該事業場から排出されるものの当該事業場に敷地外における規制基準

次の式により算出される悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの排出水中の濃度とする。

なお、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

（この式において、 $C_{Lm}$ 、 $k$ 及び $C_m$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$C_{Lm}$  排出水中の濃度（単位 一リットルにつきミリグラム）

$k$  下表の左欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の中欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の右欄に掲げる値（単位一リットルにつきミリグラム）

$C_m$  2（1）の規制基準として定められた値（単位 百万分率）

メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	16
	0.001立方メートル毎秒を超え、 0.1立方メートル毎秒以下の場合	3.4
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	5.6
	0.001立方メートル毎秒を超え、 0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.2
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	32
	0.001立方メートル毎秒を超え、 0.1立方メートル毎秒以下の場合	6.9
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	63
	0.001立方メートル毎秒を超え、 0.1立方メートル毎秒以下の場合	14
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	2.9

